

財団法人 日本適合性認定協会
常務理事・認定センター長
久保 真 殿

JRMC 07-019

2007年9月12日

航空宇宙審査登録管理委員会

(JRMC)議長 筒井 俊一



SJAC9010C「JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認定・審査登録に対する
要求事項」の一部変更に関する、JIS Q 9100 認証機関への通知依頼

拝啓

貴社益々のご清栄の段、お慶び申し上げます。

日頃より航空宇宙業界の認定・認証活動にご理解とご協力いただき大変有難うございます。
ご存知の通り、AS/EN/JIS Q 9100 等の航空宇宙品質マネジメントシステム規格の認証制度は、
国際航空宇宙品質グループ(IAQG)が制定した国際認証基準に基づき、各セクターで制定した
それぞれの認証基準（日本: SJAC9010、米国: AS9014、欧州: EN9104）により運用されており、
その維持向上活動も継続的に実施しております。

そのような状況の中、本年4月に開催されました IAQG メルボルン会議及びその後の調整
において、現在の認証基準の一部を変更することが決定され、各セクターで展開することになりました。

本来は、IAQG が制定しています航空宇宙品質マネジメントシステムの国際認証基準である 9104
(日本では、SJAC9104pre として発行済) の改訂及びそれを受けた各セクター内の認証基準の
改訂により展開されるべき事項ではありますが、9104 の改訂までまだ時間があることから、IAQG の
結論として各認定機関殿を通じて展開することになりました。

つきましては、上記の状況についてご理解をいただき、添付別紙の変更事項につきまして JAB 殿
認定の JIS Q 9100 認証機関殿へ通知いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

同封書類(別紙) :

SJAC9010C「JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認定・審査登録に対する
要求事項」 8.2.3項に関する変更について

SJAC9010C「JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認定・審査登録に対する要求事項」8.2.3項に関する変更について

1. 複数サイトを有する組織の審査に関する要求事項の変更について

現行の規定:

「8.2.3 同一の登録範囲にある複数サイトを持つ組織に対する審査は、登録証の発行に先立ち、全サイトを審査すること。サーベイラントあるいは更新審査により、同一の登録範囲にある全てのサイトが登録証の有効期限内に審査されなければならない。また、いくつかの複数サイトを持つ組織では、ある特定のサイトで実施されるプロセスについて、その特定のサイトに限定した審査を実施することができる。」

上記を以下の様に変更する。

「8.2.3 JIS Q 9100の複数サイト組織に対する審査の頻度は、以下の規定を適用しなければならない。

a) 2サイト以上の組織で、ISO/IEC Guide 62のIAFガイダンスの附属書3(あるいはISO/IEC17021への移行に伴いIAFから発行される同等文書)に記述されたサンプリング適用の基準を満たさない組織の場合は、全てのサイトを審査しなければならない。

(初回認証審査、サーベイラント及び再認証審査の区分に関係なく、全てのサイトを審査しなければならない)

b) 2サイト以上の組織で、ISO/IEC Guide 62のIAFガイダンスの附属書3(あるいはISO/IEC17021への移行に伴いIAFから発行される同等文書)に記述されたサンプリング適用の基準を満たす組織の場合は、以下の基準に基づき訪問の頻度を決定する。

・初回認証審査:

中央事務所と全てのサイトは、認証の決定及び認証文書の発行前の初回審査で、完全なJIS Q 9100の要求事項に基づき審査されなければならない。

・サーベイラント:

中央事務所と約1/2の複数サイトについて3年間の認証サイクルの最初の年に審査されなければならない。中央事務所と最初の年に審査されなかった(残りの)全てのサイトについては3年間の認証サイクルの2年目に審査されなければならない。

サーベイラント審査の頻度が、年1回以上(例えば6ヶ月毎など)の場合、サーベイラント計画は、各々のサイトが、認証有効期間の最初の2年間で行われるサーベイラントで少なくとも1回は完全なJIS Q 9100の要求事項に基づき審査されなければならない。

いくつかの複数サイトを持つ組織では、ある特定のサイトで実施されるプロセスについて、その特定のサイトに限定した審査を実施することができる。

・再認証審査：

再認証審査において、中央事務所と全てのサイトは、3年間の認証サイクルの3年目で審査されなければならない。中央事務所と全てのサイトの審査結果は、再認証の決定において考慮されなければならない。」

2. 本変更に伴う移行完了期限

IAQGの決議に基づき、本変更への移行完了期限日は、2008年6月30日とする。

従って、2008年7月1日以降の現地（訪問）審査は、上記基準を満たさなければならない。

以上。